

平成21年度 広報事業計画について

平成21年10月までの広域連合における広報事業の実施状況及び今後の事業計画は、以下のとおりです。

1 新聞広告

- (1) 全5段の大きさで、北海道新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の主要4紙のそれぞれ全道面及び十勝毎日新聞に掲載する。
- (2) 掲載回数は、8回を予定する。
- (3) 実施状況及び今後予定
 - ① H21.6.17 掲載 保険料の支払い方法ほか
 - ② H21.7.20 掲載 被保険者証の更新ほか
 - ③ H21.8.12 掲載 保険料の支払い方法（特別徴収再開者向け）
 - ④ H21.10.14 掲載 保険料の支払い方法（特別徴収再開者向け）
 - ⑤ H21.12以降4回掲載予定 保険料率の変更ほか

2 新聞折り込み

- (1) B4判両面カラー印刷で、北海道新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の主要4紙のそれぞれ全道面及び十勝毎日新聞へ新聞折り込みを実施する。
- (2) 掲載回数は、6回を予定する。
- (3) 実施状況及び今後予定
 - ① H21.6.8 実施 保険料の支払い方法ほか
 - ② H21.7.13 実施 被保険者証の更新ほか
 - ③ H21.12以降4回掲載予定 保険料率の変更ほか

3 リーフレット及びパンフレット

- (1) 平成21年5月に、均等割8.5割軽減の継続などの修正をした、リーフレットを作成する。被保険者証一斉更新に合わせて、被保険者へ配布する。（A4判両面8ページカラー印刷、88万部作成）
- (2) 平成22年3月に、保険料率の変更などを盛り込んだ平成22年度版のリーフレット及びパンフレットを作成する。
- (3) 医療機関等への備え付けや、研修会などでの配布により、制度の周知を図る。

4 ポスター

- (1) 平成21年7月に、「制度周知用」と「健診周知用」の2種類のポスターを作成する。（A2判カラー印刷、各1万2千部作成）
- (2) 平成22年3月に、保険料率の変更などを盛り込んだポスターを作成する。
- (3) 市町村や医療機関等への掲出により、制度の周知を図る。

5 公共交通機関への広告掲出

- (1) 平成21年10月1日～平成22年3月31日までの6か月間にわたり、公共交通機関に広告を掲出し、制度の周知を図る。
- (2) 当初掲出では、健康診査の受診PRを目的としたものとし、掲出期間内に1度内容の更新を行う。
- (3) 広告掲出は、道内路線バス、札幌市営地下鉄、札幌市及び函館市の市電により実施する。

6 市町村広報事業

- (1) 市町村広報誌用原稿案を作成し、掲載依頼をする。
- (2) 依頼状況及び今後予定
 - ① 4月号 保険料の計算方法ほか
 - ② 6月号 保険料の計算方法ほか
 - ③ 7月号 被保険者証の更新ほか
 - ④ 8月号 保険料の納付ほか
 - ⑤ 9月号 保険料の納付、医療費通知ほか
 - ⑥ 10月号 高額介護合算療養費の申請
 - ⑦ 12月・1月・3月号への掲載を依頼予定

7 北海道広報事業

- (1) 道広報誌への掲載及びコンビニエンスストアへの資料の設置などを、道と連携し随時実施する。

8 ブロック別住民説明会

- (1) 平成 22・23 年度の保険料率について、事務局案を説明し、住民から幅広い意見をいただく。また、新料率の決定後も要望に応じ説明会への職員派遣を行う。
- (2) 1月に全道 10 か所程度での開催予定（10 か所以外については、随時開催）

9 市町村担当者意見交換会

- (1) 7月末から9月上旬にかけて、全道を 11 ブロックに分けて、研修及び意見交換会を実施する。
- (2) 会議で出された意見等を集約し、課題や問題点の改善を図る。結果については、市町村担当者へお知らせする。

10 ダイレクトメールの発送

- (1) 広域連合から被保険者へDMを発送し、新しい保険料率などについてのお知らせをする。3月の実施を予定する。

11 広域連合ホームページの改訂

- (1) 平成 20 年度では月平均アクセス数が 1 万 2 千件に上るなど、利用者の多いツールであり、より利用のしやすいホームページへと改訂する。
- (2) 広域連合内部で検討委員会を設け、検討を行っている。

12 テレビスポット広告（CM）

- (1) 映像により多くの人の印象に残りやすく、効果的な広報手段である。被保険者のみならず、家族を含めた現役世代に対し広く制度の周知を図る。
- (2) 新保険料率の確定後、年度内に放送を実施する。

